

10・1 コンプライアンス指針

昨今わが国独占禁止法および諸外国の競争法令の執行が強化されていることから、会員各社ではこれら法令に抵触しないようこれまで以上に注意を払って行動している。こうしたなか、相互に競争関係にある複数の会員会社の社員が参加する会議などへの参加については、社内での手続きなどが厳格になってきている。

こうした事態を受け、当協会としてもこれまで同様に会員会社が当協会の会議に参加できるよう、また当協会の活動がこれら法令に照らして問題あるいは疑念を惹起させることがないように、2012年11月に「競争法コンプライアンス指針」を取り纏めた。

同指針では、当協会の活動において、運賃その他の対価及び料金その他の運送条件に関する合意、審議、協議、議論、話合い又は情報交換を禁止するとともに、理事会および常任委員会をはじめとする各種委員会、部会および幹事会などの諸会議または会合の運営・議事進行、統計情報の収集および交換などについて、法令上の疑義が生じないように活動するための運用方法を規定した。

更に、同指針に基づく取り組みを徹底させ、競争法に係る理解増進を図るために専門家によるセミナーを開催した。